

## 経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 間違いやすい消費税率引き上げに伴う取扱い

2014年4月1日に実施される消費税率の引き上げにおいて、間違いやすい事項はつぎのとおりです。

事 例	取 扱 い	
2014年4月1日をまたぐ取引	<p>売り手が出荷基準、買い手が検収基準を採用している場合に、「3月出荷⇒4月検収」の取引に係る適用税率は？（売り手からは旧税率5%で請求書が発行されると仮定）</p> <p>毎月20日締めの役務提供契約において3月21日から4月20日の期間に係る役務提供に係る適用税率は？</p>	<p>売り手が収益認識した時をもって資産の譲渡等が行われたものとするため、仕入税額控除においても、<u>請求書に記載されている旧税率5%が適用されます</u></p> <p>月ごとに役務提供が完了するものとするため、<u>役務提供が完了した日（4月20日）における消費税率（新税率8%）が適用されます</u></p>
賃貸借処理している所有権移転外ファイナンス・リース取引	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、2014年3月までに引き渡しを受けたものについて、賃貸借処理（リース料支払時に仕入税額控除を実施）をしている場合の2014年4月以後の適用税率は？</p>	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース資産の譲渡として取り扱われるため、賃貸借処理をしている場合であっても、<u>全リース期間を通じて、リース資産の引き渡しがあった日における消費税率（旧税率5%）が適用されます</u></p>
賃貸借契約に基づく使用料	<p>2013年10月1日以後に締結した不動産賃貸契約に係る以下の賃貸料の適用税率は？</p> <p>① 当月分の賃貸料を前月末日までに支払う契約における、2014年3月末日を支払期日とする同年4月分の賃貸料</p> <p>② 当月分の賃貸料を翌月末日までに支払う契約における、2014年4月末日を支払期日とする同年3月分の賃貸料</p>	<p>新税率8%は、2014年4月1日以後に行われる資産の貸付けについて適用されます</p> <p>① <u>2014年4月分の賃貸料であるため、新税率8%が適用されます</u></p> <p>② <u>2014年3月分の賃貸料であるため、旧税率5%が適用されます</u></p>
建設仮勘定	<p>建物等の完成日の属する課税期間に仕入税額控除を実施している場合における、2014年3月までの課税仕入に係る適用税率は？</p>	<p>仕入税額控除を行う時期にかかわらず、<u>課税仕入が行われた時における消費税率を適用することとなるため、旧税率5%が適用されます</u></p>
短期前払費用	<p>消費税率変更日をまたぐ期間に係る費用について、法人税申告上、短期前払費用として支払時に全額損金算入することとしている場合の適用税率は？</p>	<p>法人税法上の損金算入の時期にかかわらず、<u>2014年3月までの期間に係るものは旧税率5%、2014年4月以後の期間に係るものは新税率8%が適用されます</u></p>

### お見逃しなく！

短期前払費用に係る消費税の仕入税額控除の計算は、つぎのA、Bの方法が認められております。

A法	<p>① 支払日の属する課税期間において、2014年3月までの期間に係る消費税（5%）のみを仕入税額控除の対象とする（法人税法上は税抜支払金額を損金算入する）</p> <p>② 2014年4月以後の期間に係る消費税（8%）については、仮払金として翌期に繰り越し、翌期の仕入税額控除の対象とする</p>
B法	<p>① 支払日の属する課税期間において、税抜支払金額の全額に係る消費税（5%）について仕入税額控除を行う</p> <p>② 翌期において、上記仕入税額控除の対象とした消費税額のうち、2014年4月以後の期間に係るものを仕入対価の返還を受けたものとして処理したうえで、改めて新税率8%で仕入税額控除を行う</p>